

近畿大学医学会会則

第 1 条 本会は、近畿大学医学会と称する。

第 2 条 本会は、医学の進歩発展に寄与し、医学的知識の向上と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 近畿大学医学雑誌および Acta Medica Kindai University の発行
2. 学術講演会の開催
3. 学術図書の発行
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

正 会 員 近畿大学医学部に所属する教員，研修医，大学院学生および特別研究生

近畿大学学園の医学部以外の教職員および研究員で本会に入会を希望し評議員会で承認されたもの

近畿大学医学部卒業生

準 会 員 近畿大学医学部に在学する学生

名誉会員 本会の発展に著しい貢献のあった者で、幹事会の提議により評議員会で承認されたもの

特別会員 前記会員のほか、本会の主旨に賛同し入会を希望する医学関係者で評議員会で承認されたもの

賛助会員 本会の主旨に賛同し、本会に援助することを希望するもので評議員会で承認されたもの

第 5 条 会員は、附則に定める会費および入会金を納入しなければならない。

2. 会費を納入した会員は、近畿大学医学雑誌および Acta Medica Kindai University の配布を受けるほか、第 3 条の事業に参加することができる。
3. 準会員は第 3 条の事業に参加できるが雑誌の定期的配布は受けられない。但し学術講演会や雑誌に発表した場合は当該巻号の雑誌を希望により受けることができる。

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名 近畿大学医学部長がこれにあたる

副 会 長 1 名 会長が委嘱する

顧 問 若干名 会長が委嘱する

幹 事 若干名 会長が委嘱する

評 議 員 若干名 会長が委嘱する

監 事 2 名 会員中より評議員会で選出し会長の承認を得る

2. 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 7 条 会長は、本会を統轄し、必要に応じて幹事会、評議員会を開催し、その議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、これを代行する。

第 8 条 幹事は、幹事会を組織し、本会の会務（庶務・会計・編集その他）を分担し執行する。

第 9 条 評議員は、評議員会を組織し、本会の重要事項を評議する。

第 10 条 監事は、本会の会計および資産などを監査する。

第 11 条 総会は、年 1 回これを開催し事業の報告などを行う。

第 12 条 本会の会則を変更する場合は、評議員会において出席者の 2 分の 1 以上の同意を必要とする。可否

同数のときは議長の決めるところによる。

ただし評議員会の成立は2分の1以上の出席を要する。この場合委任状をもって出席に代えることができる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の事務所は、近畿大学医学部内におく。

附 則

1. この会則は、昭和51年11月1日から施行する。
2. この会則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
3. 会費および入会金は次のごとく定める。

| | 会 費 | 入会金 |
|-------|-----------------|--------|
| 正 会 員 | 年額 3,000円 | 1,000円 |
| 準 会 員 | 会費, 入会金ともに無料とする | |
| 特別会員 | 年額 3,000円 | 1,000円 |
| 賛助会員 | 年額 50,000円以上 | |

なお、会費・入会金を変更する場合は評議員会において定め、会員にその旨通知する。会費は、年度始めに前納する。

4. 会費未納の場合は、会員の資格を失う。
5. 会長は、編集委員若干名を医学部教員中から委嘱する。

編集委員は、医学雑誌等の発行に関する業務を行う。任期は3年とし、再任を妨げない。

(2011年4月1日改訂)